

# 平成28年第4回紀の川市議会定例会 第1日

平成28年12月 2日（金曜日） 開 会 午前 9時28分

散 会 午前11時18分

## ◎議事日程（第1号）

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 追加日程第1 副議長の辞職について
- 追加日程第2 副議長の選挙
- 追加日程第3 議席の一部変更について
- 日程第 4 議案第188号 教育委員会委員の任命について
- 議案第189号 紀の川市職員の給与に関する条例等の一部を改正する  
条例の制定について
- 議案第190号 紀の川市税条例の一部改正について
- 議案第191号 紀の川市国民健康保険税条例の一部改正について
- 議案第192号 紀の川市ひとり親家庭医療費の支給に関する条例の一  
部改正について
- 議案第193号 紀の川市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を  
改正する条例の一部改正について
- 議案第194号 紀の川市介護保険条例の一部改正について
- 議案第195号 紀の川市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備  
及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正につ  
いて
- 議案第196号 平成28年度紀の川市一般会計補正予算（第3号）に  
ついて
- 議案第197号 平成28年度紀の川市住宅新築資金等貸付事業特別会  
計補正予算（第2号）について
- 議案第198号 平成28年度紀の川市国民健康保険直営診療施設勘定  
特別会計補正予算（第2号）について
- 議案第199号 平成28年度紀の川市介護保険事業勘定特別会計補正  
予算（第2号）について
- 議案第200号 平成28年度紀の川市公共下水道事業特別会計補正予  
算（第2号）について
- 議案第201号 平成28年度紀の川市簡易水道事業特別会計補正予算

（第2号）について

議案第202号 平成28年度紀の川市水道事業会計補正予算（第2号）について

議案第203号 平成28年度紀の川市工業用水道事業会計補正予算（第1号）について

議案第204号 紀の川市道路線の廃止について

議案第205号 紀の川市道路線の認定について

議案第206号 紀の川市道路線の認定について

◎本日の会議に付した事件

議事日程（第3号）のとおり

○出席議員（20名）

1番 並松八重	2番 太田加寿也	3番 船木孝明
4番 中尾太久也	6番 大谷さつき	7番 石脇順治
8番 中村真紀	9番 榎本喜之	10番 杉原勲
11番 森田幾久	12番 村垣正造	13番 高田英亮
15番 西川泰弘	16番 堂脇光弘	17番 室谷伊則
18番 上野健	19番 石井仁	20番 川原一泰
21番 坂本康隆	22番 竹村広明	

○欠席議員（1名）

5番 仲谷妙子

○説明のために出席した者の職氏名

市長	中村慎司	副市長	林信良
市長公室長	西川直弘	企画部長	森本浩行
総務部長	上山和彦	危機管理部長	中浴哲夫
市民部長	中邨勝	地域振興部長	立具久幸
保健福祉部長	上村敏治	農林商工部長	岩坪純司
建設部長	福岡資郎	会計管理者	森脇澄男
水道部長	森美憲	農業委員会事務局長	中野朋哉
教育長	貴志康弘	教育部長	稲垣幸治
企画部財政課長	杉本太		

○議会事務局職員

事務局長	榎 本 守	事務局次長	柏 木 健 司
議事調査課課長補佐	岩 本 充 晃	議事調査課係長	藤 田 郁 也

---

（開会 午前 9時28分）

○議長（竹村広明君） おはようございます。

平成28年も残すところあと少しとなりましたが、議員各位には、平成28年第4回紀の川市議会定例会に御出席をいただき、厚く御礼を申し上げます。

本定例会は、平成28年度各会計補正予算をはじめ、条例の制定、一部改正など多数の議案が上程されております。

議員各位の御協力のもと、円滑な議会運営に努めますので、よろしくご協力申し上げます。

なお、5番 仲谷妙子君より病気療養のため、本日の会議を欠席したい旨の届け出がありましたので、御報告いたします。

それでは、地方自治法第113条の規定による定足数に達しておりますので、これより、平成28年第4回紀の川市議会定例会を開会いたします。

それでは、議事に入ります。

議事日程は、お手元に配付しているとおりであります。

---

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

---

○議長（竹村広明君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、6番 大谷さつき君、7番 石脇順治君を指名いたします。

---

#### 日程第2 会期の決定

---

○議長（竹村広明君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

本定例会の会期は、本日から12月22日までの21日間といたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（竹村広明君） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は、本日から12月22日までの21日間とすることに決しました。

---

#### 日程第3 諸般の報告

---

○議長（竹村広明君） 次に、日程第3、諸般の報告を行います。

報告1、去る、10月12日から14日の3日間、産業建設常任委員会が視察研修を行いましたので、その概要を産業建設常任委員会委員長から報告していただきます。

11番 森田幾久君。

○11番（森田幾久君）（登壇） おはようございます。

10月12日から14日の3日間、大分県豊後高田市、竹田市、臼杵市へ視察研修を行いましたので、その概要を報告いたします。

まず、豊後高田市では、耕作放棄地解消の代表的な事例、「長崎鼻の（花）の取り組み」について、研修を行いました。

豊後高田市を代表する観光地の長崎鼻リゾートキャンプ場。現在では、年間8万人もの観光客が訪れていますが、以前は地域住民の高齢化、後継者不足から耕作放棄地となり、荒廃化していたそうです。これを見かねた地域ボランティアの方々が景観再生運動を始めたのをきっかけに、現在ではNPO法人を中心に、春は「菜の花」、夏は「ひまわり」などの四季の花々が咲く花公園に生まれ変わらせました。

さらに、継続的に花の植栽に取り組んでいくには経済的な視点が重要との観点から、高品質の植物油による収益確保にも取り組まれていました。

初めは、花による景観づくりから始まった運動でしたが、種子からとれる油を使った特産品研究を行うなど、市との連携で「鑑賞」から「観光」、そして「地場産業」へと展開する地域創生の見本となる活動でした。

次に、竹田市ですが、竹田市は人口2万4,000人ほどの自治体ですが、全国でも一二を争う高齢化率となっています。しかしながら、まちづくりには独自のコンセプトを持っており、竹田市に住んでいる市民が豊かに生活を楽しむ一方、竹田市の魅力を全国に発信し、竹田市を訪れてみたい、住んでみたいと思ってもらう戦略を基本テーマに、その象徴的な政策として、全国に先駆けて「農村回帰宣言」を行い、自然環境のすばらしさ、湧水や温泉、文化・芸術と、ほかに誇り得る力、竹田市「らしさ」を持って、地域コミュニティの再生に取り組まれていました。

特に、地域、農業、経済、観光など主たる市内の団体で組織する「竹田市農村回帰支援センター」を中心に、移住・定住施策に積極的に取り組んでおり、移住者へは、近所への挨拶回りやごみの出し方などの細やかなサポートを市民全体で行うなど、本市とは置かれている現状や課題は異なるものの、空き家バンクの登録件数は延べ200件を超え、移住者も100世帯以上を受け入れるなど、確かな効果を上げている竹田市の取り組みは非常に参考になりました。

最後に、臼杵市では、「有機農業推進・企業の農業参入」について研修を行いました。

臼杵市では、有機農業の推進、農業への企業参入、土づくりセンターの建設など、農業施策に力を入れる取り組みを進めていました。

このような背景には、学校給食センターに地元でとれた新鮮なかつ元気な農産物を供給することにより、地産地消給食の提供、食育の広がり、健康な地域づくりを目指す「給食畑の野菜」という取りがあったそうです。議会からも、臼杵市の向かうべき農業の将来像を明確にするため、議員提案による「ほんまもんの里みんなでつくる臼杵市、食と農業基

本条例」を制定するなど、市民・行政・議会が一体となって、臼杵市が目指す有機の里、本物の味がする農産物を食べることができる幸せなまちづくりに取り組んでいる様子がうかがえました。

また、市長が独自に認証し、有機農産物のブランド化を図る「ほんまもん農産物認証制度」を進めるため開設された「土づくりセンター」では、従来の畜産ふん尿を中心の堆肥でなく、草木類を主原料に熟成させた完熟堆肥「うすき夢堆肥」を製造する工程の見学も行いました。

以上で報告を終わりますが、今回の研修資料は事務局に保管しておりますので、よろしければ参考にしてください。

○議長（竹村広明君） 報告2、去る10月17日から19日の3日間、総務文教常任委員会が視察研修を行いましたので、その概要を総務文教常任委員会委員長から報告していただきます。

9番 榎本喜之君。

○9番（榎本喜之君）（登壇） おはようございます。

総務文教常任委員会は、10月17日から19日の3日間、富山県南砺市、新潟県三条市、長岡市へ視察研修を行いましたので、その概要を報告いたします。

まず、南砺市では、「婚活支援、移住・定住対策と空き家対策事業」について視察研修を行いました。

南砺市は、富山県の南西部に位置する人口5万3,000人ほどの市で、地方都市の共通課題である人口減少に歯どめをかけるべく、婚活支援、移住・定住等に特化した「南砺で暮らしません課」という課を創設し、人口増加対策に力を入れている市でありました。

婚活支援では、400名を超える会員がいる「婚活倶楽部なんと」をつくり、出会いの場の提供や婚活セミナーを行っています、また、「なんとおせっ会さん」という婚活応援団を置き、出会いの場からカップル成立、成婚までを見とどけるといったきめ細かい婚活支援事業を行い、6年間で70組を超える実績を上げておりました。

また、移住・定住対策でも、市内の空き家を移住体験ハウスとして設置し、まず南砺市の良さを実際に体験してもらい、移住・定住につなげるといった事業や定住奨励金・民間賃貸住宅移住補助金事業等も実施し、積極的な人口増加対策を行っておりました。

次に、新潟県三条市では、「小中一貫教育について」視察研修を行いました。

三条市は、小学校から中学校に進学する際に、「中一ギャップ」と言われるつまづきを解消するため、市内全域で小中一貫教育の取り組みを実施しており、9年間の教育カリキュラムを独自に構築し、小学生と中学生の交流を積極的に行い、中学進学時の不安解消や、小学生の憧れ意識、中学生の有用感につながるなどしているとのことでした。

また、小・中学校の先生同士の交流についても、小・中乗り入れ授業など連携を密にし、情報交換を行うことで教員同士の交流面で効果を上げているとのことでした。

結果、不登校児童やいじめの減少、また学力向上等にも実績を上げておりました。

次に、長岡市では、「防災体制の強化について」視察研修を行いました。

長岡市は、中越大地震や豪雨災害の経験を生かし、地域防災計画の見直しや避難所の環境整備といったソフト・ハード両面での整備のほか、中越市民防災大学を開講し、防災リーダーを育成し、地域の防災力を向上させる取り組み等を実施しておりました。

市として災害用の備蓄品は持たないという姿勢には驚きましたが、各自が3日持ちこたえてくれれば、集まった支援物資は届けるという考えでした。今後は、災害弱者と呼ばれる人のための物資はそろえていくそうです。

紀の川市でも、南海トラフや中央構造線による地震の発生が危惧されている中、地震発生後の避難所の運営や救援物資の処理方法等についても研修を受けました。

以上で、報告を終わりますが、今回の研修資料は事務局に保管しておりますので、よろしければ参考にしてください。

○議長（竹村広明君） 報告3、去る10月26日から27日の2日間、厚生常任委員会が視察研修を行いましたので、その概要を厚生常任委員会委員長から報告していただきます。

7番 石脇順治君。

○7番（石脇順治君）（登壇） おはようございます。

厚生常任委員会は、10月26日から27日の2日間、岡山県総社市と兵庫県丹波市へ視察研修を行いましたので、その概要を報告いたします。

総社市では、「障がい者千人雇用事業」について研修を行いました。この事業は、隣接市に新設の県立支援学校の建設が決まったことから、支援学校を卒業した後の働く場所を担うという考えから、5年間で障害者1,000人の雇用を目指すというものでございました。

市の主催で就職面接会を実施したり、ハローワーク総社との連携による就労支援ルームの運営、総社市障がい者千人雇用センターの設置など、きめ細やかな支援を行い、定期的に職場を訪問して、アフターケアもしっかりされておりました。

この取り組みを始めたときは180人であった就労者数は年々増加し、現在は900人を超えているとのことでした。また、今後は、引きこもりの方の支援も行っていくとのことでした。

次に、丹波市では、「認定こども園」推進について研修を行いました。

合併当時は、公立幼稚園が20カ所、保育所については、公立5カ所、私立19カ所あり、人口の多い中心部は定員を超過し、過疎部は定員割れの状態であった。また、施設の老朽化、就学前教育などの地域格差や少子化の進行もあったため、平成18年12月に、「丹波市こども園に関する基本方針」を策定して、幼保一元化を目指し、主に民営の認定こども園の推進に取り組んでいるとのことでした。

また、市独自の支援策として、看護師を配置して病児・病後児保育事業の実施、専任職員を配置した地域の子育て支援室の設置、課題解決型補助金の創設、特別支援保育の充実

のための特別支援保育事業補助金による加配保育士の配置など、さまざまな支援を行っているとのことでした。

今後の取り組みとして、4園のこども園整備、保育人材の確保、幼児教育・保育のさらなる質の向上を目指すとのことでした。

以上で、報告を終わりますが、今回の研修資料は事務局に保管してございますので、よろしければ参考にしてください。報告を終わります。

○議長（竹村広明君） 報告4、監査委員より、地方自治法第235条の2第1項の規定に基づく例月出納検査の結果報告が同条第3項の規定によりあり、また、地方自治法第199条第4項に基づく定期監査の報告及び同条第7項に基づく指定管理者監査の報告が、同条第9項の規定によりありましたので、お手元に配付しておりますので御確認願います。

次に、市長より、地方自治法第180条第1項の規定に基づき専決処分を行ったとの報告が、同条第2項の規定によりありました。

また、教育委員会より、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定に基づき、紀の川市教育委員会事務の管理及び執行状況の点検及び評価の報告書が提出されておりますので、御確認願います。

その他の報告につきましても、お手元にお配りしておりますので、御報告にかえ、御了承賜りたいと思います。

以上で、諸般の報告を終わります。

ここで、しばらく休憩いたします。

（休憩 午前 9時46分）

（再開 午前10時05分）

○議長（竹村広明君） 再開いたします。

休憩前に引き続き、会議を開きます。

ただいま、副議長 坂本康隆君より、辞職願が提出されました。

お諮りいたします。

この際、副議長の辞職についてを日程に追加し、追加日程第1として、日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（竹村広明君） 異議なしと認めます。

したがって、副議長の辞職についての日程を追加し、追加日程第1として、日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決しました。

追加日程第1 副議長の辞職について

○議長（竹村広明君） それでは、追加日程第1 副議長の辞職についてを議題といたし



ます。

なお、追加日程表については、会議規則第20条の規定により、報告により配付にかえさせていただきます。

地方自治法第117条の規定により、21番 坂本康隆君の退席を求めます。

〔21番 坂本康隆君 退席〕

○議長（竹村広明君） 本日付で坂本副議長から提出されました辞職願を事務局長に朗読させます。

○事務局長（榎本 守君）（自席） 事務局長の榎本です。

それでは、朗読いたします。

辞職願。

このたび一身上の都合により副議長の職を辞したいので、許可されるようお願い出ます。平成28年12月2日。紀の川市議会議長 竹村広明様。紀の川市議会副議長 坂本康隆。

以上のとおりです。

○議長（竹村広明君） 朗読が終わりました。

お諮りいたします。

坂本康隆君の副議長の辞職を許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（竹村広明君） 異議なしと認めます。

したがって、副議長の辞職を許可することに決しました。

それでは、21番 坂本康隆君の入場を許可します。

〔21番 坂本康隆君 復席〕

○議長（竹村広明君） 21番 坂本康隆君に申し上げます。

ただいまの副議長の辞職につきましては、申し出のとおり許可されました。

坂本康隆君から発言の要請がありますので、これを許可いたします。

21番 坂本康隆君。

○21番（坂本康隆君）（登壇） 昨年の12月に皆さんに御任命いただきまして、無事に1年間、副議長ということで議長の補佐ということ、十分に全うできたかどうかわかりません。また、議員の皆さん並びに執行部の皆さんに大変御迷惑をかけたことも心から御礼を申し上げます。

今、我々議会が、一番重要な全国的にも注目をされているこの議会、開かれた本当に立派なすばらしい議員活動できるように、現在も議会改革に取り組んでおります。

引き続き、次の副議長さんに、また中心になっていただいて紀の川市の議会あり方を検討していただきますようお願いを申し上げて、退任の挨拶といたします。ありがとうございました。

〔（拍手）あり〕

○議長（竹村広明君） ただいま副議長が欠員となっております。

お諮りいたします。

この際、副議長の選挙を日程に追加し、追加日程第2として、日程の順序を変更し、直ちに選挙を行いたいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（竹村広明君） 異議なしと認めます。

したがって、副議長の選挙を日程に追加し、追加日程第2として日程の順序を変更し、直ちに選挙を行うことに決しました。

---

#### 追加日程第2 副議長の選挙

---

○議長（竹村広明君） それでは、ただいまより、追加日程第2、副議長の選挙を行います。

なお、追加日程表の配付は省略させていただきます。

この選挙は、投票により行います。

投票を行う前に、投票についての説明をさせます。

事務局長 榎本 守君。

○事務局長（榎本 守君）（自席） 事務局長の榎本です。

それでは、投票について、御説明申し上げます。

この選挙は、地方自治法第118条の規定により、公職選挙法第46条第1項及び第4項、第47条、第48条、第68条第1項並びに普通地方公共団体の議会の議員の選挙に関する第95条の規定が準用されるもので、有効投票の最多数を得、かつ有効投票の4分の1以上の得票があった者をもって当選人とするものであります。

以上です。

○議長（竹村広明君） それでは、議場の出入り口の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

○議長（竹村広明君） ただいまの出席議員数は、20人であります。

次に、立会人を指名いたします。

会議規則第31条第2項の規定により、投票点検の立会人として、13番 高田英亮君、15番 西川泰弘君を指名いたします。

投票用紙は、この用紙を用います。（投票用紙を示す）

今から、投票用紙を配付いたします。

〔投票用紙の配付〕

○議長（竹村広明君） ただいま、投票用紙を配付いたしました。

投票用紙の配付漏れはございませんか。

〔「なし」という者あり〕

○議長（竹村広明君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検させます。

〔投票箱点検〕

○議長（竹村広明君） 異常なしと認めます。

念のため申し上げます。

投票は、単記無記名であります。被選挙人の氏名を投票用紙に記載の上、職員の点呼に応じて順次投票を願います。

白票は無効といたします。

また、開票の結果は、法定得票数に達していなかった場合は、改めて投票を行います。

なお、得票数が同じで、かつ法定得票数に達していた場合は、地方自治法第118条第1項の規定により、公職選挙法第95条第2項の規定を準用して、くじによる抽せんを行いますので、御承知願います。

それでは、点呼させます。

事務局長 榎本 守君。

○事務局長（榎本 守君）（自席） 事務局長の榎本です。それでは、点呼させていただきます。

議席番号1番 並松八重議員、2番 太田加寿也議員、3番 船木孝明議員、4番 中尾太久也議員、6番 大谷さつき議員、7番 石脇順治議員、8番 中村真紀議員、9番 榎本喜之議員、10番 杉原 勲議員、11番 森田幾久議員、12番 村垣正造議員、13番 高田英亮議員、15番 西川泰弘議員、16番 堂脇光弘議員、17番 室谷伊則議員、18番 上野 健議員、19番 石井 仁議員、20番 川原一泰議員、21番 坂本康隆議員、22番 竹村広明議長。

○議長（竹村広明君） 投票漏れはございませんか。

〔「投票漏れなし」という者あり〕

○議長（竹村広明君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

ただいまから、開票を行います。

高田英亮君、西川泰弘君、両君に開票の立ち会いをお願いいたします。

それでは、開票を命じます。

〔開票〕

○議長（竹村広明君） 選挙の結果を報告いたします。

投票総数20票、うち有効投票数19票、無効投票数1票、投票総数は、出席議員と一致しております。

続いて、得票数を報告いたします。

堂脇光弘君 17票、石井 仁君 2票。

以上のおりであります。

この選挙の法定得票数は5票であります。

したがって、堂脇光弘君が副議長に当選をされました。

議場の出入り口の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○議長（竹村広明君） ただいま副議長に当選されました堂脇光弘君が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定により、本席から副議長の当選の告知をいたします。

それでは、堂脇光弘君に副議長当選の御挨拶をお願いいたします。

堂脇光弘君。

○副議長（堂脇光弘君）（登壇） 副議長に任命していただき、まことにありがとうございます。

今の私の気持ちは少し不安があります。しかし、議員皆さんに、全員の皆さん方の後ろ盾で、竹村議長を補佐し、明るく開かれた議会にしていきたいと思っております。

また、執行部の皆さんからも御指導いただき、この1年間、任期を全うしたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

〔（拍手）あり〕

○議長（竹村広明君） お諮りいたします。

この際、議席の一部変更についてを日程に追加し、追加日程第3として、日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（竹村広明君） 異議なしと認めます。

したがって、議席の一部変更についてを日程に追加し、追加日程第3として日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決しました。

---

### 追加日程第3 議席の一部変更について

---

○議長（竹村広明君） それでは、追加日程第3、議席の一部変更についてを議題といたします。

なお、追加日程表につきましては、会議規則第20条の規定により、報告により配付にかえさせていただきます。

先ほどの副議長選挙に伴い、議席の一部を変更したいと思いますので、その議席番号及び氏名を事務局長に朗読させます。

事務局長 榎本 守君。

○事務局長（榎本 守君）（自席） それでは、朗読いたします。

議席番号16番に、坂本康隆議員、議席番号21番に、堂脇光弘副議長。

以上です。

○議長（竹村広明君） お諮りいたします。

事務局長が朗読したとおり、議席の一部を変更することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（竹村広明君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま朗読したとおり、議席の一部を変更することに決しました。

この後、休憩しますので、ただいま決定いたしました議席にそれぞれお着き願います。

それでは、ここでしばらく休憩いたします。

（休憩 午前10時28分）

（再開 午前10時29分）

○議長（竹村広明君） 再開いたします。

日程第4 議案第188号 教育委員会委員の任命について から  
議案第206号 紀の川市道路線の認定について まで

○議長（竹村広明君） 続いて、日程第4、議案第188号 教育委員会委員の任命についてから、議案第206号 紀の川市道路線の認定についてまでの計19件を一括議題といたします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

市長 中村慎司君。

○市長（中村慎司君）（登壇） おはようございます。

平成28年第4回紀の川市議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位には何かと御多用にもかかわらず、御参集をいただき厚く御礼申し上げます。

まずは、新しく副議長に当選されました堂脇光弘副議長、おめでとうございます。今まで同様、我々執行部に御指導・御協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

また、さきの坂本議員におかれましては、1年間御苦勞さんでございました。今後とも、議員としていろいろと御指導、御協力をよろしくお願い申し上げます。

さて、先月発生しました福島県沖の地震や10月に発生しました鳥取県中部地震など、全国各地で地震が多発しており、家屋の倒壊など甚大な被害が出ている地域もあり、被災された方々に心からお見舞いを申し上げたいと思います。

紀の川市においても、過日、防災総合訓練を実施しましたが、これを教訓として今後とも日ごろから防災意識を高めてまいりたいと考えております。

それでは、今定例会に提案いたしました19議案について、概要説明を申し上げます。

まず、人事に係る議案1件で、議案第188号は、教育委員会委員の任期満了に伴う新たな委員1名の任命について、議会の同意を求めるものであります。

次に、条例に関する議案ですが、議案第189号から議案第195号の7議案となります。

主なものを申し上げますと、職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定を

はじめ、市税条例・ひとり親家庭医療費の支給に関する条例・廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例・介護保険条例等の一部改正についてなどであり、それぞれ所要の必要性が生じたため、議会の議決を求めるものであります。

続きまして、議案第196号から議案第203号の8議案につきましては、補正予算に係るものでございます。

一般会計をはじめ、各会計において事業執行上、緊急を要する事業等を中心に所要の措置をお願いするものであります。

最後に、議案第204号から議案第206号の3議案につきましては、京奈和自動車道の関連によります紀の川市道路線の廃止、認定に係るもので、議会の議決を求めるものであります。

以上でございますが、この後、引き続き、担当部長から詳細説明をいたしますので、何とぞ御審議の上、御賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（竹村広明君） 続いて、補足説明を求めます。

教育部長 稲垣幸治君。

○教育部長（稲垣幸治君）（登壇） 議案第188号 教育委員会委員の任命について、補足説明をさせていただきます。

議案書1ページをお開きください。

記といたしまして、住所、紀の川市桃山町調月1058番地3、氏名、薩平哲也、昭和46年12月1日生まれでございます。

提案理由といたしまして、薩平哲也君を紀の川市教育委員会委員に任命するためでございます。

議案資料の1ページに略歴を載せさせていただいておりますので、御高覧ください。

任期につきましては、平成29年1月28日から4年間となっております。なお、当人は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第5項に規定する保護者である者に該当いたします。

以上、御審議の上、御可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（竹村広明君） 総務部長 上山和彦君。

○総務部長（上山和彦君）（登壇） それでは、議案第189号及び議案第190号の補足説明をさせていただきます。

2ページをお願いします。

まず、議案第189号 紀の川市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてでございます。

本条例では、本年8月8日の人事院勧告に基づく公務員の給与改定に関する取り扱いについて、10月14日の閣議決定により紀の川市職員の給与に関する条例等関係条例5条例の所要の改正を行うものでございます。

議案書3ページからになります。

まず、第1条及び第2条につきましては、紀の川市職員の給与に関する条例の一部改正でございます。まず、第1条の第26条第2項第1号で、平成28年12月の勤勉手当の支給率を「100分の80」から「100分の90」へ増額、ボーナスの支給月数を、現行「4.2月分」から「0.1月分」引き上げ、「4.3月分」とし、また、第2号では、再任用職員の平成28年12月の勤勉手当の支給率を「100分の37.5」から「100分の42.5」と改めるものでございます。

15ページから17ページの第2条は、第1条で増額改正した勤勉手当の支給率を、平成29年からの6月支給分と12月支給分に振り分ける改正でございます。

また、第1条で、4ページから15ページまでの別表第1及び別表第2の改正につきましては、平成28年4月1日にさかのぼって、給料表を平均0.2%増額改定するものでございます。

次に、15ページをごらんいただきまして、第2条の第16条第2項及び第3項の改正は、子どもの扶養手当を1万円、その他の扶養親族の扶養手当を6,500円に改めるものでございます。

続きまして、17ページ、18ページをごらんください。

第3条及び第4条の改正につきましては、紀の川市長、副市長及び教育長の給与等に関する条例の一部改正で、まず第3条の第2条第5項で、市長等の平成28年12月の期末手当の支給率を「100分の167.5」から「100分の177.5」へ増額改正し、第4条は、第3条で増額改正した期末手当の支給率を平成29年からの6月支給分と12月支給分に振り分ける改正でございます。

続きまして、18ページをお願いします。

18ページから20ページの第5条及び第6条の改正につきましては、紀の川市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正で、第5条の第7条5項で、特定任期付職員の平成28年12月の期末手当を「100分の157.5」から「100分の167.5」と支給率を改め、また、19ページの別表第1及び別表第2の改正は、人事院勧告に基づき、給与月額を増額し、第6条では、第5条で増額改正した期末手当の支給率を平成29年からの6月支給分と12月支給分に振り分ける改正でございます。

続きまして、20ページ、をお願いします。

20ページ、21ページの第7条及び第8条の改正につきましては、紀の川市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正で、第7条の中の第7条第2項の改正で、平成28年12月の期末手当の支給率を「100分の217.5」から「100分の227.5」に増額改正し、第8条では、第7条で増額改正した期末手当の支給率を平成29年からの6月支給分と12月支給分に振り分ける改正でございます。

続きまして、第9条につきましては、紀の川市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正でございます。

22ページをお願いします。

第3条第3項第1号の改正は、養育する子どもについて、特別養子縁組などによる子どもを含める規定でございます。

24ページをお願いします。

第11条の改正は、休暇に介護時間を新設したことによる改正。第15条第1項及び第2項の改正は、介護休暇を3回に分割することを可能とする改正。第15条の2は、1日につき2時間以内で介護時間を設ける規定でございます。

25ページ、お願いします。

第17条の改正は、介護時間の承認についての規定でございます。

附則といたしまして、第1項、第2項では、施行期日及び適用年月日を、第3項では、既に支払った給与をこの条例の内払いとみなす規定。第4項では、平成29年度の扶養手当の激変緩和措置、第5項では、現に介護休暇を取得している職員の介護期間が平成29年1月1日をまたぐ場合の経過措置。第6項では、その他の項目の規則委任を規定してございます。

議案第189号の補足説明は、以上でございます。

続きまして、議案書27ページをごらんください。

議案第190号 紀の川市税条例の一部改正についてでございます。

議案書28ページから38ページまででございます。

附則第20条の2、特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例の新設につきましては、平成28年3月31日に公布された所得税法等の一部を改正する法律によりまして、日本と台湾との間で二重課税を回避する等の措置を講ずるため、日台民間租税取り決めが締結されたことを受け、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税の非課税等に関する法律が一部改正されたことにより、特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人住民税の課税の特例を定めるため、所要の改正を行おうとするものでございます。

附則といたしまして、施行日は、平成29年1月1日からとなり、個人住民税への適用については、平成30年度課税からとなります。

以上、議案第189号、議案第190号の補足説明とさせていただきます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（竹村広明君） 市民部長 中邨 勝君。

○市民部長（中邨 勝君）（登壇） それでは、議案第191号から議案第193号までの3議案について、補足説明いたします。

まず、議案第191号 紀の川市国民健康保険税条例の一部改正について、御説明申し上げます。

議案書40ページから42ページでございます。

改正条例の附則第15項は、市民税で分離課税される特例適用利子等の額を国民健康保険税の所得割の算定及び軽減判定に用いる総所得金額に含めるものに、第16項は、市民



税で、分離課税される特例適用配当等の額を国民健康保険税の所得割の所得割額の算定及び軽減判定に用いる総所得金額に含めるものに改正するものでございます。

42ページは、附則として、第1項は施行期日を、第2項は改正後の紀の川市国民健康保険税条例の適用区分を定めるものでございます。

次に、議案第192号 紀の川市ひとり親家庭医療費の支給に関する条例の一部改正について、補足説明申し上げます。

44ページでございます。

今回の改正は、この条例で引用する児童扶養手当法施行令の一部を改正する政令が施行されたことにより、政令に条項のずれが生じたため、第3条第2項第2号、同第3号及び同第4号並びに第5号の各条文中の引用条文を改正するものでございます。

附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行するものでございます。

次に、議案第193号 紀の川市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について、御説明申し上げます。

47ページ、48ページでございます。

今回の改正は、平成28年9月23日、条例第25号の附則第4項に、「ただし、同表に規定する金額には、消費税及び地方消費税を含むものとする」をただし書きとして追加し、同表中のごみ専用袋へ貼付する差額シールの販売を1枚から行えるように改正するものでございます。

附則として、この条例は、平成29年7月1日から施行するものでございます。

御審議の上、御可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（竹村広明君） 保健福祉部長 上村敏治君。

○保健福祉部長（上村敏治君）（登壇） 続きまして、議案第194号及び議案第195号の2議案について、提案説明申し上げます。

議案書の49ページから51ページをごらんください。

議案第194号 紀の川市介護保険条例の一部改正についてでございます。

介護保険法施行令の一部改正が、平成28年4月1日に施行され、従来介護認定審査会委員の任期が2年とされておりましたが、市町村の条例で定めることにより、2年を超え3年以下の期間とすることができるようになりました。このため、次回の平成29年4月1日の介護認定審査会委員の改選時期に合わせて、委員の任期を3年とするため第4条の2を新設し、第6条では、第2条の2において、さきに引用法令名が出たために第6条の引用法令名を削る所要の改正を行うものです。

続きまして、議案書の52ページから54ページをごらんください。

議案第195号 紀の川市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正について、御説明申し上げます。

地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備に関する法律の一部改正に伴い、指定居宅サービスの事業の人員・設備及び運営に関する基準等の一

部を改正する省令が改正され、平成28年4月1日から地域密着型サービスに地域密着型通所介護が創設されました。これに伴い、紀の川市指定地域密着型サービスの事業の人員・設備及び運営の基準等を定める条例の改正を行うものです。

具体的には、省令に規定されている地域密着型通所介護及び療養型通所介護における記録の整備に関し、その完結の日から2年間とあるのを、それぞれの介護を提供した日から5年間と読みかえる規定を加える改正でございます。

以上、議案第194号及び議案第195号についての説明でございます。両議案について、御審議のほどよろしく願いたします。

○議長（竹村広明君） 企画部長 森本浩行君。

○企画部長（森本浩行君）（登壇） 議案書の55ページをごらんください。

議案第196号 平成28年度紀の川市一般会計補正予算（第3号）について、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

表題に、「補正予算書」と書いている別冊の1ページをごらんください。

第1条として、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億115万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ315億5,400万7,000円とするものでございます。

第2条は、債務負担行為の補正。

第3条は、地方債の補正に係る規定でございます。

2ページをごらんください。

第1表 歳入では、分担金及び負担金、国庫支出金、県支出金、寄附金、繰入金、諸収入、市債を増額しております。

続きまして、3ページ、4ページの歳出につきましては、人事院勧告に基づく職員給与の調整のほか、事業執行上、急を要する事業について補正措置をしております。

5ページをごらんください。

第2表 債務負担行為補正として、健康増進計画策定委託を追加するものでございます。期間は、平成28年度から平成29年度、限度額は340万円でございます。

6ページをごらんください。

第3表 地方債補正として、公共土木施設災害復旧事業を追加し、農業施設整備事業の限度額を変更しております。

それでは、別冊の一般会計補正予算（第3号）に関する説明書の3ページをごらんください。

歳入の主な補正内容を御説明申し上げます。

14款、2項、2目、民生費、国庫補助金、1節、社会福祉費補助金のうち、国の補正予算に計上された臨時福祉給付金、経済対策分の給付に係る補助金として2億400万円と事務費補助金として1,177万9,000円を増額しております。

15款、1項、3目、土木費、県負担金は、地籍事業に係る負担金を1,389万円、

増額するものでございます。

4ページをごらんください。

17款、1項、1目、一般寄附金2,000万円の増額、市内の社会医療法人からの地域医療支援寄附金でございます。

5ページをごらんください。

18款、2項、1目、基金繰入金、1節、財政調整基金繰入金は、財源調整のため財税調整基金からの繰入金を3,018万円増額しております。

20款、5項、1目、雑入、1節、雑入のうち、一部事務組合負担金、前年度精算金を695万9,000円増額しております。

21款、1項、4目、農林業債は、県営基盤整備促進事業債を570万円増額しております。

6ページをごらんください。

歳出は、人件費及び国県支出金、返還金を除く主な事業について御説明申し上げます。

7ページをごらんください。

2款、1項、13目、電算管理費、電算システム管理運営事業247万2,000円の増額、国が示す地方公共団体のセキュリティー対策方針を踏まえ、セキュリティー対策を強化するため、システム開発委託料を増額するものでございます。

10ページをごらんください。

3款、1項、4目、障害者総合支援費、障害者総合支援給付事業のうち、障害者補装具費227万6,000円の増額は、障害者及び障害児の補装具費の申請件数の増加によるものでございます。

11ページをごらんください。

3款、1項、5目、老人福祉費、高齢者自立支援事業171万2,000円の増額、高齢者の健康と自立支援をサポートするため、地域で行われる介護予防教室等において、脳年齢や血管年齢を測定・分析するタブレット型の健康管理機器を導入する事業でございます。

13ページをごらんください。

13目、介護保険費、介護保険事業257万7,000円の増額、介護ロボット等の使用による介護従事者の負担軽減と職場環境の整備を図るため、介護サービス事業者に導入費の一部を助成する事業でございます。

15目、臨時福祉給付金等給付事業費2億1,577万9,000円の増額、国の補正予算に計上された臨時福祉給付金経済対策分の給付に係る経費を予算措置するものでございます。

15ページをごらんください。

3款、2項、6目、児童福祉施設費、保育所施設管理事業108万2,000円の増額、子どもの安全対策や地域の防犯対策として、市立保育所2カ所に防犯カメラを設置するも

のでございます。

17ページをごらんください。

4款、1項、2目、予防費、感染症対策事業572万4,000円の増額、予防接種法の改正により、B型肝炎予防接種が定期接種になったことに伴い、予防接種委託料を増額するものでございます。

19ページをごらんください。

6款、1項、5目、農協経営基盤強化促進対策事業費、桃せん孔細菌病対策事業200万円の増額、新規事業で、桃せん孔細菌病の発病を抑えるための対策として、桃生産者が防風ネットを設置する経費の一部を助成する事業でございます。

20ページをごらんください。

10目、農業施設整備事業費、県営基盤整備促進事業323万7,000円の増額、県営事業で実施している基盤整備促進事業費の増額によるものでございます。

22ページをごらんください。

8款、1項、2目、地籍調査費、地籍調査事業1,852万9,000円の増額、国の補正予算に計上された事業に基づき、次年度調査地区の行程を前倒して実施するための測量委託料を増額するものでございます。

26ページをごらんください。

10款、3項、2目、教育振興費、中学校教育活動事業100万円の増額、各中学校のクラブチームの遠征に係る生徒派遣費補助金を増額するものでございます。

最後に、28ページをごらんください。

11款、2項、1目、公共土木施設災害復旧費205万円の増額、本年9月20日発生  
の台風16号により被害を受けた市道1路線の災害復旧を行う事業でございます。

以上が、今回の補正の主な内容でございます。御審議、お願い申し上げます。

○議長（竹村広明君） 建設部長 福岡資郎君。

○建設部長（福岡資郎君）（登壇） 議案第197号 平成28年度紀の川市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第2号）について、御説明申し上げます。

別冊補正予算書の7ページをごらん願います。

第1条として、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,530万円とするものでございます。補正内容につきましては、別冊の補正予算説明書の3ページから4ページをお願いいたします。

人事院勧告に基づく人件費の調整の予算措置として、歳入では、雑入を減額し、歳出につきましては、人件費の増額と一般会計繰出金の減額を計上するものでございます。

以上、御審議、よろしくお願い申し上げます。

○議長（竹村広明君） 市民部長 中邨 勝君。

○市民部長（中邨 勝君）（登壇） それでは、議案第198号 平成28年度紀の川市国民健康保険直営診療施設勘定特別会計補正予算（第2号）について、御説明申し上げま

す。

別冊の補正予算書の10ページをお願いいたします。

第1条として、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ23万2,000円を追加し、歳入歳出それぞれ8,444万8,000円とするものでございます。

今回の補正につきましては、鞆瀨診療所の職員及び医師の給与等の改正に伴う所要の補正をお願いするものでございます。

以上でございます。御審議の上、御可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（竹村広明君） 保健福祉部長 上村敏治君。

○保健福祉部長（上村敏治君）（登壇） それでは、議案書の58ページの平成28年度紀の川市介護保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）について、御説明申し上げます。

別冊の補正予算書の13ページをお願いいたします。

平成28年度紀の川市の介護保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによります。

第1条で、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ695万5,000円を追加し、歳入歳出それぞれ68億350万7,000円と定めるものです。

補正の内容につきましては、別冊の紀の川市介護保険事業勘定特別会計補正予算書（第2号）に関する説明書になります。

先に、4ページの歳出をお願いします。

1款、1項、1目、一般管理費の役務費、委託料及び備品購入費は、地域包括支援システムの機器の老朽化による機器及びシステムの入替え費用の増額補正です。

続いて、4款、2項、1目、包括支援事業の給料、職員手当等及び共済は、給与改定による人件費の増額補正です。

なお、3ページの歳入については、歳出の人件費の補正額49万4,000円に対する1款、保険料、3款、国庫支出金、5款、県支出金及び7款、一般会計地域支援事業繰入金の補正。また、歳出の一般管理費の電算システムの経費の補正額646万1,000円に対する7款、一般会計事務費繰入金の補正になります。

以上、議案第199号 平成28年度紀の川市介護保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）の説明でございます。御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（竹村広明君） 建設部長 福岡資郎君。

○建設部長（福岡資郎君）（登壇） 議案第200号 平成28年度紀の川市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について、御説明申し上げます。

別冊の補正予算書16ページをごらん願います。

第1条として、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ104万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12億2,055万6,000円とするものでございます。

補正内容につきましては、別冊説明書の3ページをごらん願います。

歳入では、下水道事業促進整備交付金の確定による増額と、それに伴う基金繰入金の調整でございます。また、人事院勧告による人件費の増額分を一般会計繰入金で調整を行うものでございます。

4ページから5ページの歳出でございますが、人事院勧告による人件費の調整と下水道事業促進整備交付金の増額分を基金積立金として計上してございます。

以上、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（竹村広明君） 水道部長 森 美憲君。

○水道部長（森 美憲君）（登壇） 議案第201号から議案第203号の3議案について、説明させていただきます。

まず、議案書の60ページ。

議案第201号 平成28年度紀の川市簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）についてを御説明させていただきます。

別冊の補正予算書の19ページをお開きください。

第1条で、歳入歳出予算総額からそれぞれ7,621万6,000円を増額するもので、補正後の歳入歳出予算の金額は、20ページ、21ページの「第1表 歳入歳出予算補正」のとおりです。

20ページの歳入では、3款、国庫支出金、7款、諸収入、8款、市債を。

21ページの歳出では、1款、衛生費、1項、水道費を補正計上しております。

22ページ、第2表では、地方債の限度額の補正でございます。

補正の詳細につきましては、別冊の紀の川市簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）に関する説明書をごらんください。

補正予算説明書の3ページをお開きください。

歳入においては、3款、1項、国庫補助金の増額については、国の平成28年度補正予算に伴い、水道未普及地域解消事業国庫補助金の追加があったため1,786万円を増額し、8款の市債においても増額を行うものです。

7款、3項、雑入では、平成27年度消費税及び地方消費税の確定申告により還付額が決定いたしましたので、所要の補正を行ってございます。

4ページの歳出におきましては、1款、衛生費、1項、水道費、1目簡易水道費では、人事院勧告に基づく人件費の調整と水道未普及地域解消事業費の増額に伴う補正を、25節の積立金については、消費税及び地方消費税の還付金の一部を基金積み立てするものでございます。

簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）については、以上でございます。

続きまして、議案書の61ページ、議案第202号 平成28年度紀の川市水道事業会計補正予算（第2号）についてを御説明させていただきます。

別冊の補正予算書の23ページをお開きください。

第2条で、収益的収入及び支出の補正を計上しております。

収入につきましては、1款、水道事業収益で417万8,000円の増額、内訳は、営業外収益で417万8,000円の増額。

支出では、1款、水道事業費用で354万2,000円の増額、内訳は、営業費用で354万2,000円の増額。

第3条では、資本的支出におきまして13万5,000円を増額するとともに、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額についての補填方法を調整しております。

補正の詳細といたしましては、別冊の紀の川市水道事業会計補正予算（第2号）に関する説明書の4ページをお開きください。

収益的収入につきましては、1款、2項、5目、雑収益の増につきましては、落雷に伴う損害保険の収入417万8,000円を計上しております。

5ページの収益的支出では、人事院勧告に基づく人件費の調整と落雷に伴う配水設備、修繕費を増額しております。

6ページの資本的支出では、人事院勧告に基づく人件費の調整をしてございます。

水道事業会計補正予算（第2号）については、以上でございます。

続きまして、議案書の62ページ。

議案第203号 平成28年度紀の川市工業用水道事業会計補正予算（第1号）についてを御説明させていただきます。

別冊の補正予算書の24ページをお開きください。

第2条で、収益的支出の補正を計上しております。

支出につきましては、1款、工業用水道事業費用で6万4,000円を増額、内訳は、営業費用で6万4,000円の増額をしております。

補正の詳細としましては、別冊の紀の川市工業用水道事業会計補正予算（第1号）に関する説明書の2ページをお開きください。

収益的支出では、人事院勧告に基づく人件費の調整をしております。

工業用水道事業会計補正予算（第1号）については、以上でございます。

以上、3議案について、御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（竹村広明君） 建設部長 福岡資郎君。

○建設部長（福岡資郎君）（登壇） 議案第204号から議案第206号までの3議案について、御説明申し上げます。

まず、議案書63ページをごらん願います。

議案第204号 紀の川市道路線の廃止について。

道路法第10条第3項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

提案理由といたしましては、京奈和自動車道建設により、市道路線を廃止するものでございます。

64ページに、廃止路線について、整理番号1から16まで、16路線の路線名及び起終点を記載してございます。

次に、65ページをごらん願います。

議案第205号 紀の川市道路線の認定について。

道路法第8条第2項の規定により、議会の議決を求めるところでございます。

提案理由といたしましては、京奈和自動車道建設により、改良した道路を市道路線とするものでございます。

66ページに、認定路線について、整理番号1から12まで、12路線の路線名及び起終点を記載してございます。

次に、67ページをごらん願います。

議案第206号 紀の川市道路線の認定については、京奈和自動車道建設により、新たに整備した道路を市道路線とするものでございます。

68ページに、認定路線について、整理番号13から19まで、7路線の路線名及び起終点を記載してございます。

なお、別冊の議案資料として、第204号議案は、2ページから13ページ、議案第205号議案は、14ページから22ページ、議案第206号議案は、23ページから28ページにそれぞれ位置図を添付してございますので、御高覧いただきたいと思います。

以上、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（竹村広明君） ほかに補足説明はございませんか。

〔「補足説明なし」という者あり〕

○議長（竹村広明君） なければ、提案理由の説明を終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております日程第4のうち、議案第188号 教育委員会委員の任命については、人事に関する案件でありますので、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託、討論を省略し、本日、直ちに質疑、採決まで行いたいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（竹村広明君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第188号については、本日、直ちに質疑、採決まで行うことに決しました。

これより、議案第188号について、質疑、採決を行います。

議案第188号 教育委員会委員の任命についてに対する質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔「質疑なし」という者あり〕

○議長（竹村広明君） 質疑なしと認めます。

それでは、質疑を終結いたします。

これより、採決を行います。

お諮りいたします。



議案第188号について、原案のとおり同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（竹村広明君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第188号は、原案のとおり同意することに決しました。

これをもちまして、本日の日程は全て終了いたしましたので、これにて散会といたします。

なお、あすから12月5日まで議案精査日とし、12月6日、火曜日午前9時30分より再開いたします。

お疲れさんでございました。

（散会 午前11時18分）